

平成31年度 滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画・予算

滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会

国保連合会通常総会



3月28日、滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を、滋賀国保会館で開催しました。

開会に当たり、谷畠英吾理事長(湖南市長)が開会のあいさつを行いました。

続いて谷畠理事長を議長に選出し、岩永裕貴甲賀市長と久保久良多賀町長を議事録署名者として指名し、議事に入りました。

議事では、通常総会及び理事会の公開、議事録の公表について新たに規定を設けるための規約の一部改正、平成31年度事業計画及び歳入歳出予算についてなど15議案の審議が慎重に行われ、全議案が原案通り可決・決定されました。

I. 基本方針

わが国の国民健康保険制度は、制度創設から80年が経過し、この間、国民健康保険制度は国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきました。

しかしながら、近年は、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中であって、保険料(税)の負担率が高いという構造的な問題に直面しており、このような状況の中、平成30年には、県が国民健康保険の財政の責任主体を担い、市町とともに国民健康保険の運営を担うという改革が行われました。

前述の改革において、県からは「滋

賀県国民健康保険運営方針」が打ち出され、基本理念として「持続可能な国民健康保険の運営」が掲げられ、「県民が健康な暮らしを送れる、いざといふ時に安心して医療を受けられる国保制度」があるべき姿とされています。

本会といたしましては、医療保険、介護保険、障害者総合支援等各制度の動きを的確に把握し、適切な対応ができるよう努めるとともに、「滋賀県国民健康保険運営方針」に基づき、本会

の役割として示されている「市町事務の共同事業の実施による効率化」を図ります。

また、保険者の厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体との認識のもと、業務の効率化・効果的執行を心がけるとともに、保険者の負担軽減を図り、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう努力し、これまでの歴史を継承し発展させてまいります。特に、第2期中期経営計画（平成29年度～平成33年度）の推進に向けて職員が一丸となり、計画的に取り組んでまいります。

公 告

平成31年3月28日開催の本会通常総会において承認された平成31年度事業計画および各会計歳入歳出予算について、次のとおり公告する。

滋賀県国民健康保険
団体連合会理事長

谷畠 英吾

II. 重点目標

- ① 第2期中期経営計画（平成29年度～平成33年度）の推進
- ② 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進
- ③ 診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査充実に向けた取り組み
- ④ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査支払業務の実施
- ⑤ 保険者共同事業（資格確認、第三者行為加害者直接請求事務、重複頻回受診者等訪問指導事業）の充実および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の円滑実施
- ⑥ 保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の実施
- ⑦ 介護保険給付費の適正な審査支払および適正化対策事業の推進と障害者総合支援給付等の適正な審査支払
- ⑧ 個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化

III. 事業実施事項

- 1. 本会の運営に関する事項**
- (1) 総会・理事会の開催
本会の事業計画・予算および事業報告・決算について、総会、理事会、監事會、会計監査予備調査、国保主管課長会議等を開催します。
- なお、理事会・総会については、原則、公開で行うとともに、議事録を公表するなど、より一層、本会運営の透明化を図ります。
- (2) 本会経理の透明化
複式会計システムによる会計処理や監査法人による外部監査、監査室による内部監査の強化により、会務の一層の適正化・透明化を図ります。
- 2. 国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項**
- (1) 国民健康保険制度への対応
① 県に設置される滋賀県国民健康保険市町連携会議等に参画し、保険者および関係機関との連携を密にし、保険者の資格・給付業務のさらなる効率化と事務の共同化に取り組みます。
- (2) 第2期中期経営計画（平成29年度～平成33年度）の推進
職員一人ひとりが目標達成に向け一丸となって取り組みます。併せて本会職員で構成する「中期経営計画推進会議」において、計画の進捗管理を行うとともに、新たな国保制度の施行による県、市町の諸課題を勘案し、必要となる計画の見直しを行います。
- (3) 第2期中期経営計画（平成29年度～平成33年度）の推進
「被保険者資格情報の集約管理業務」「高額療養費の多数該当の判定に係る業務」「世帯継続等市町間における情報連携業務」「国保総合システムへの情報連携業務」を適切に行うことにより、安定した制度運営に努めます。
- 3. 国保事業充実強化推進に関する事項**
- (1) 収納率向上対策
① 収納率の向上に向け、各月間（保険料（税）納付強調月間（11月1日～12月31日）、保険料（税）完納月間（3月1日～5月31日））の設定を行い、啓発のためのポスター、マスマディアの活用等を通して、国保加入者の

(4) 個人情報の保護および情報セキュリティ対策の強化

大切な情報資産を安全に運用管理するため、組織全体で情報セキュリティ対策の強化に取り組み、個人情報を含む情報資産の適切な管理に努めます。

(4) 県ならびに各市町の医療費適正化などの保険者努力支援制度の指標に対する保険者の取組みを支援します。

(2) 国保制度改善強化全国大会への参加
国保財政の安定と制度改善を図るため、関係団体と協調して、国保制度の基盤強化・給付と負担の公平化、国保事業に対する助成の拡充・強化等について、国保制度改善強化全国大会に参加するなど要請活動を行い、その実現に努めます。

(3) 標準保険料率算定のため、国保事業費納付金等算定標準システムを活用し、県からの受託により、市町基礎データの集約業務および納付金算定に係る計算事務を行います。



谷畠英吾理事長

納付に対する意識向上への取り組みを強化します。
また、滞納整理を中心とした徴収アドバイザー派遣事業を引き続き実施します。

②国保加入届の遅延防止対策として、 啓発用チラシ（事業所向け・退職本人向け）を作成します。

②医療費適正化対策

セプト点検共同事業をはじめ、
第三者行為求償事務および後発医薬品の使用促進等、医療費適正化対策に努めます。

③保健事業の推進

保険者協議会や関係機関と連携し、
保険者が行う保健事業を支援します。

5. 国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する 事項

複雑・高度化する医療内容に的確に対応するため、審査事務共助職員の資質の向上等を図ることにより、審査委員がより的確かつ高度な審査に専念できるよう努めるとともに、

平成29年度に全国の国保連合会と国保中央会が取りまとめた「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、審査業務の高度化と効率化、審査基準の差異の解消等に向けた取り組みを全国の国保連合会とともに進めます。

また、国保総合システムを活用し、原審査時およびセプト点検時

4. 国保総合システムに関する事項

の資格確認業務の充実に努めていきます。

(1) 審査委員会の開催

審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

(2) 審査委員会の充実

医科(内科・外科)部会および歯科部会に常務処理審査委員を配置します。

(3) 審査専門部会の開催

審査専門部会を1日開催し、高点数レセプトの適正な審査に努めます。

(4) 超高額レセプトの審査

国保中央会に設置された特別審査委員会に審査を委託します。

なお、平成31年7月審査より、現行40万点以上の特別審査の基準を行38万点以上に引き下げるとともに、稀少手術例(肝移植・心移植・肺移植手術)の対象レセプトの拡大が行われます。

(5) 再審査部会の開催

再審査部会を1日開催し、医療機関からの再審査申立に適正に対応します。

(6) 審査委員の研修

①近年の医学・医術に即したテーマを中心に行なった学術講演会(年2回)を開催し、委員の資質の向上を図り、適正な審査に努めます。

②審査上のワンポイントレッスンを毎

月定期的に開催し、審査委員相互の連携および審査の充実強化に努めます。

③中央において開催される社会保険指導者講習会に、医科・歯科それぞれの代表委員を派遣します。

④国保中央会・国保近畿地方協議会の主催する審査委員会長会議および常務処理審査委員連絡会議、審査委員連絡協議会にそれぞれ該当委員を派遣します。

(7) コンピュータチェックの充実

ICTを最大限活用したコンピュータチェックを効率的・効果的に行なうため、チェック項目の点検と拡充を図るとともに、審査基準の差異解消に向けた取り組み強化として、全国の国保連合会等との統一的なチェックルールの設定を目指し、より一層の審査の適正化と保険者再審査の減少に努めます。

(8) 審査事務共助職員の資質の向上

職員の資質の向上を図るため、職員研修の内容の充実を図るとともに、国保中央会が主催する「審査事務共助知識力認定試験」に取組みます。

(9) 関係団体との連携

①審査上の諸問題等を協議する「社保・国保審査委員会、滋賀県医師会合同研修会」へ参加します。

一般会計予算

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 負担金	73,355	1. 会議費	572
2. 財産収入	500	2. 総務費	216,545
3. 国庫支出金	10,000	3. 事業費	62,804
4. 国保中央会支出金	1	4. 積立金	31,001
5. 県支出金	1	5. 借入金償還金	2
6. 繰入金	411,476	6. 諸支出金	7,689
7. 繰越金	10,000	7. 繰出金	194,863
8. 借入金	1	8. 予備費	2,059
9. 諸収入	10,201		
歳入合計	515,535	歳出合計	515,535

- (2) 保険医療機関等の指導監督部署と審査支払機関とが連携を強化し、情報の共有化を図るための「滋賀県診療報酬適正化連絡協議会」へ参加します。
- (10) 関連する診療報酬等の審査支払
- (1) 公費負担医療費の審査支払
 - (2) 福祉医療費の審査支払
 - (3) 各制度に係る現物給付分の高額療養費の支払
 - (4) 他都道府県分診療報酬の全国決済制度による審査支払
- (11) 療養費の審査支払等
- (1) 柔道整復師施術療養費の審査支払については、柔道整復療養費審査委員会を開催し適正な審査に努めます。
- また、過去の申請内容の傾向を分析し、不適正な申請が散見される施術所に対し、重点的審査を行います。
- (2) 保険者支援および柔道整復師施術療養費の適正化のため、患者調査に必要な情報を保険者に提供し、保険者支援の充実・強化を図ります。
- (3) 療養費審査委員会を開催し、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の適正な審査を行うとともに、平成31年5月審査分から支払も行います。また、その他療養費（治療用装具等）の審査を行います。

- (4) 保険者における縦覧審査が容易になる等、事務の効率化が図れるよう、平成31年5月請求分（受領委任取扱分）から療養費支給申請書等の画像化を行います。
- (12) 出産育児一時金等の直接支払
- 医療保険者からの委託を受けた出産育児一時金等の医療機関等への直接支払に係る事務を実施します。
- (13) 被保険者資格喪失者に係る保険者間調整の実施
- 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整について、包括的合意に基づく国保保険者間の振替および療養費等の代理受領方式による被用者保険者等との調整について、関係団体との諸調整や療養費支給申請書等の授受、療養費の支払いに関する事務等を本会が行うことによって、被保険者や保険者事務の負担軽減に努めます。
- (1) 包括的合意に基づく国保保険者間調整
- (2) 代理受領方式による保険者間調整
- (14) 原審査時およびレセプト点検時の資格確認について
- (1) 原審査時の資格確認

診療報酬審査支払特別会計予算（業務勘定）

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 手数料	817,423	1. 総務費	313,616
2. 財産収入	1,000	2. 業務費	399,186
3. 国庫支出金	10,000	3. 審査委員会費	39,778
4. 国保中央会支出金	1	4. 特別審査負担金	1,841
5. 県支出金	3,000	5. レセプト電算処理システム特別分担金	3,332
6. 繰入金	185,699	6. 積立金	193,001
7. 繰越金	20,000	7. 借入金償還金	2
8. 借入金	1	8. 繰出金	93,157
9. 諸収入	89,035	9. 諸支出金	80,000
歳入合計	1,126,159	10. 予備費	2,246
		歳出合計	1,126,159

**診療報酬審査支払特別会計予算
(国民健康保険診療報酬支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 国民健康保険診療報酬等受入金	92,678,449	1. 国民健康保険診療報酬等支出金	92,678,448
2. 繰越金	30,000	2. 返還金	1
3. 諸収入	20	3. 借入金償還金	1
4. 借入金	1	4. 繰出金	1
		5. 予備費	30,019
歳入合計	92,708,470	歳出合計	92,708,470

うとともに、取得前受診、喪失後受診等について、資格情報と照合のうえ、資格誤りがあるものについては保険医療機関へ連絡後返戻処理を行います。

（15）**福祉医療費の審査支払等**

国保連合会が実施している福祉医療費の審査支払業務について、県に設置されている「被用者保険分に係る福祉医療費の取扱い検討会」での検討結果を踏まえ、平成32年度以降の、社会保険診療報酬支払基金滋賀支部への業務移行に向けた必要な取り組みを行います。あわせて、引き続き本会で実施する国民健康保険にかかる福祉医療費や、支払基金で取り扱われていない被用者保険にかかる柔道整復療養費・県外医療機関の診療報酬等の福祉医療費について、改めて業務と手数料の見直しを行います。

- ⑦ 国保共通外字の管理および新規外字
- 同定作業
- 帳票を作成

資格確認結果に基づく事項修正を行うとともに、取得前受診、喪失後受診等について、資格情報と照合のうえ、資格誤りがあるものについては保険医療機関へ連絡後返戻処理を行います。

② レセプト点検時の資格確認

原審査時において処理ができなかつた資格エラー分の確認作業を行います。資格誤りであることが確認できたものは、保険医療機関へ確認のうえ、返戻処理を行います。

（1）保険者（国保・福祉医療費）事務共同電算処理業務に関すること

国保総合システムに実装される機能を活用し、保険者事務の効率化、省力化ならびに保健事業充実のための資料作成に努めます。

（1）保険者・被保険者・福祉医療受給者の諸情報の登録

② レセプトの資格確認および給付点検
③ 平成31年8月発行より高齢受給者証と一体化した被保険者証および医療費通知書、後発医薬品利用差額通知の作成

（4）高額療養費（外来年間合算処理含む）および高額介護合算療養費の算定処理

⑤ 国保事業実績報告書・事業年報（月報）・福祉医療費助成事業状況報告書（福祉月報）・各種補助金資料作成処理等および諸統計の作成

（6）前各号のほか、隨時各保険者の申し出を受け、蓄積した諸情報を基に諸

6. 保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項

**診療報酬審査支払特別会計予算
(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 公費負担医療受入金	1,723,267	1. 公費負担医療支出金	1,534,567
2. 繰越金	1	2. 返還金	188,700
3. 諸収入	3	3. 諸支出金	1
4. 借入金	1	4. 借入金償還金	1
		5. 予備費	3
歳入合計	1,723,272	歳出合計	1,723,272

**診療報酬審査支払特別会計予算
(出産育児一時金等に関する支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 出産育児一時金等受入金	531,600	1. 出産育児一時金等支出金	531,600
2. 繰越金	1	2. 借入金償還金	1
3. 諸収入	2	3. 予備費	3
4. 借入金	1		
歳入合計	531,604	歳出合計	531,604

**診療報酬審査支払特別会計予算
(福祉医療費支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 福祉医療費受入金	9,243,756	1. 福祉医療費支出金	9,243,756
2. 県支出金	1	2. 貸付金償還金	1
3. 繰越金	1,000	3. 借入金償還金	100
4. 諸収入	101	4. 繰出金	1
5. 借入金	1	5. 予備費	1,001
歳入合計	9,244,859	歳出合計	9,244,859

- (2) 国保に関する諸統計の作成に関すること
- 共同電算処理事業による基礎データの整備を図ると共に、健康づくり等に活用するための情報提供を行います。
- さらには、医療費統計・分析システム(淡海ヒューマンネット)により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成および予算編成期の医療費推計、併せて毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。
- (3) 保険者レセプト点検事務共同事業に関すること
- ① 効率的・効果的なレセプト点検を実施するため、レセプト点検システムを活用し、コンピュータチエック項目の拡充に努めます。
- ② 研修会の実施や保険者訪問等により、保険者との連携に努めます。
- ③ レセプト点検事業受託に向けて、説明会を開催いたします。
- ④ 一部点検を委託している業者との相互の情報共有と研鑽により、より質の高い、効果的なレセプト点検に努めます。
- (4) 第三者行為(交通事故等)損害賠償求償事務共同事業のこと
- ① 保険者から求償事務を受託し、損保会社と折衝などをを行い保険給付の適正化に努めます。また、本会において被保険者への治療事由調査を行うことで、保険者事務の軽減と速やかな求償事務を図ります。
- ② 求償事務担当者研修会の開催や厚生労働省の求償アドバイザーの活用、さらには損害賠償求償専門員を保険者へ派遣し巡回相談を行うなど、保険者との連携に努め、求償事務の充実強化を図ります。
- ③ 加害者直接求償については、個別の案件ごとに保険者と本会で事前調整のうえ実施し、速やかな損害賠償金の収納に努めます。
- (5) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に関すること
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知を年2~4回発行するとともに、発行後の効果分析(後発医薬品への切替の状況、使用率の推移、軽減効果額の状況など)を行います。併せて「ジェネリック医薬品お願いカードまたはシール」の斡旋を行います。
- (6) 後期高齢者医療事務代行業務に関する

- (4) 第三者行為(交通事故等)損害賠償求償事務共同事業のこと
- ① 保険者から求償事務を受託し、損保会社と折衝などをを行い保険給付の適正化に努めます。また、本会において被保険者への治療事由調査を行うことで、保険者事務の軽減と速やかな求償事務を図ります。
- ② 求償事務担当者研修会の開催や厚生労働省の求償アドバイザーの活用、さらには損害賠償求償専門員を保険者へ派遣し巡回相談を行うなど、保険者との連携に努め、求償事務の充実強化を図ります。
- ③ 加害者直接求償については、個別の案件ごとに保険者と本会で事前調整のうえ実施し、速やかな損害賠償金の収納に努めます。
- (5) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に関すること
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知を年2~4回発行するとともに、発行後の効果分析(後発医薬品への切替の状況、使用率の推移、軽減効果額の状況など)を行います。併せて「ジェネリック医薬品お願いカードまたはシール」の斡旋を行います。
- (6) 後期高齢者医療事務代行業務に関する

職員退職給与金特別会計予算

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 繰入金	101,000	1. 給付金	55,000
2. 財産収入	200	2. 積立金	46,199
		3. 予備費	1
歳入合計	101,200	歳出合計	101,200

請求事務費特別会計予算

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 事務費等受入金	164,576	1. 事務費等支出金	164,576
2. 繰越金	1	2. 借入金償還金	1
3. 諸収入	1	3. 予備費	2
4. 借入金	1		
歳入合計	164,579	歳出合計	164,579

介護保険事業関係業務特別会計予算(業務勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 負担金	14,850	1. 総務費	199,924
2. 手数料	173,538	2. 審査委員会費	1,682
3. 財産収入	300	3. 介護サービス苦情処理委員費	709
4. 国庫支出金	1,200	4. 国保中央会負担金	72,005
5. 県支出金	5,000	5. 主治医意見書料等支出金	900,001
6. 主治医意見書料等受入金	900,001	6. 介護予防ケアマネジメント負担金支出金	2,580
7. 介護予防ケアマネジメント負担金受入金	2,580	7. 積立金	29,001
8. 繰入金	157,001	8. 借入金償還金	1
9. 繰越金	4,000	9. 繰出金	51,049
10. 国保中央会支出金	1	10. 予備費	1,859
11. 諸収入	340		
歳入合計	1,258,811	歳出合計	1,258,811

ること

後期高齢者医療広域連合が行う事務処理の軽減および効率化を図るために、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理（機械操作）をはじめ左記の事務代行業務を行います。

①システム運用管理

・各種情報の更新処理（日次処理・月次処理・年次処理）

②資格管理業務

・被保険者管理業務

・新規外字の同定作業

③保険料関係業務

・保険料賦課シミュレーション作業

・保険料賦課台帳の作成

・期別管理、収納管理、滞納者管理業務

④給付関係業務

・レセプト画像データ処理および管理

・レセプト点検業務（資格確認業務、給付確認業務）

・療養費（差額支給含む）支給処理業務

・高額療養費支給処理（外来年間合算支給処理含む）および高額介護合算

・療養費の支給処理業務

・葬祭費支給処理に関する業務

・第三者行為求償業務

・医療費通知および後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知に関する業務

支援

⑤統計関係資料の作成

・事業状況報告書等の作成

・医療費分析の作成

(7) 風しん対策にかかる請求・支払事務

に関すること

風しん対策（抗体検査・予防接種）にかかる請求・支払事務（市町が発行するクーポン券にかかる費用を、委託契約に基づき、市町に請求し、医療機関・健診機関に支払う業務）を行います。

7. 保健事業の推進に関する事項

(1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施

保険者等が一体的に事業を行うことにより、年齢で途切れることのない連続性のある保健事業の展開を図ることを目指し、本会に設置の有識者等からなる「保健事業支援・評価委員会」において、保険者等がP D C Aサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業が展開できるよう支援します。

①K D Bシステム等を活用した保険者等への情報提供

②個別保健事業実施への助言

介護保険事業関係業務特別会計予算 (公費負担医療等に関する報酬等支払勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 公費負担医療等受入金	461,068	1. 公費負担医療等支出金	461,068
2. 繰越金	1	2. 借入金償還金	1
3. 諸収入	3	3. 予備費	4
4. 借入金	1		
歳入合計	461,073	歳出合計	461,073

介護保険事業関係業務特別会計予算 (介護給付費等支払勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 介護給付費受入金	97,295,676	1. 介護給付費支出金	97,295,676
2. 介護予防・日常生活支援総合事業費受入金	2,280,000	2. 介護予防・日常生活支援総合事業費支出金	2,280,000
3. 繰越金	1,000	3. 借入金償還金	1
4. 諸収入	12	4. 繰出金	1
5. 借入金	1	5. 予備費	1,011
歳入合計	99,576,689	歳出合計	99,576,689

障害者総合支援法関係業務等特別会計予算(業務勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 手数料	57,962	1. 総務費	38,029
2. 国庫支出金	1	2. 医師意見書作成料等支出金	16,300
3. 県支出金	1	3. 国保中央会負担金	15,657
4. 負担金	1	4. 積立金	5,701
5. 医師意見書作成料等受入金	16,300	5. 借入金償還金	1
6. 財産収入	100	6. 繰出金	9,843
7. 繰入金	7,001	7. 予備費	3,235
8. 繰越金	7,000		
9. 諸収入	399		
10. 借入金	1		
歳入合計	88,766	歳出合計	88,766

- (3)評価基準等を活用した保健事業の評価
 (4)保険者等職員に対する研修
 を実施します。

また、取り組みの共有化により県全体の保健事業のさらなる向上に資するため、県内保険者等の取り組みを事例集として作成します。

(2)健康日本21の推進と支援

健康増進法に基づき、健康増進事業実施者の一員として、本会が果たすべき住民の健康増進のための事業を積極的に推進します。

(3)保健事業(健康づくり)推進に関する支援および情報提供

①重複頻回受診者等訪問指導事業を全県的に取り組み、訪問対象者の健康保持と適正な受診による医療費の適正化に努めます。

また、薬剤師の同行訪問による服薬指導や残薬整理など、事業の充実に向けた検討を行います。
 ②保険者が行う健康管理施策立案のための医療情報基礎資料集の作成および磁気媒体による医療情報の提供を行います。

- (3)「国民健康保険事業状況・指標速報版」「統計でわかる滋賀の国保の状況」「病類別疾病分類統計」など諸統計を作成します。

(4)地域住民の健康保持増進および啓発

(1)健康増進強調月間(9月1日～11月30日)を定め、マスメディア、ポスター等を活用し被保険者が自らの健康保持増進への意欲を高めるための啓発を行います。

(2)県民から幅広く健康に関する「川柳」を募集し、健康意識の啓発を図ります。
 (3)市町(保険者)等における健康まつり、健康教室などの催しに参加するとともに、3分間体力診断システム(健康くらぶ)の他、健康啓発教育用機材の貸し出しを行います。

(5)滋賀県市町保健師協議会、滋賀県在宅保健師の会(湖都の会)の運営および活動に対する支援

滋賀県市町保健師協議会、滋賀県在宅保健師の会(湖都の会)の事務局を担うことにより、運営・活動を支援するとともに、保健師間の情報共有、さらなるキャリアの形成を図ることにより、それぞれの市町の健康増進施策の推進を支援します。

障害者総合支援法関係業務等特別会計予算 (障害児給付費支払勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 障害児給付費受入金	5,061,662	1. 障害児給付費支出金	5,061,662
2. 県支出金	1	2. 借入金償還金	1
3. 繰越金	1	3. 繰出金	1
4. 諸収入	52	4. 予備費	53
5. 借入金	1		
歳入合計	5,061,717	歳出合計	5,061,717

障害者総合支援法関係業務等特別会計予算 (障害介護給付費支払勘定)

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 障害介護給付費受入金	27,799,514	1. 障害介護給付費支出金	27,799,514
2. 県支出金	1	2. 借入金償還金	1
3. 繰越金	1	3. 繰出金	1
4. 諸収入	1,002	4. 予備費	1,003
5. 借入金	1		
歳入合計	27,800,519	歳出合計	27,800,519

**後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算
(業務勘定)**

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 手数料	528,965	1. 総務費	521,567
2. 国庫支出金	1	2. 審査委員会費	47,857
3. 県支出金	1	3. 特別審査負担金	1,507
4. 財産収入	20	4. 積立金	67,001
5. 練入金	151,924	5. 練出金	110,172
6. 練越金	70,000	6. 予備費	7,159
7. 諸収入	4,352		
歳入合計	755,263	歳出合計	755,263

第三者行為損害賠償金特別会計予算

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 損害賠償金受入金	360,000	1. 損害賠償金支出金	360,000
2. 繰越金	1	2. 予備費	2
3. 諸収入	1		
歳入合計	360,002	歳出合計	360,002

8. 特定健診・特定保健指導に関する事項

- (1) データの管理・保存および費用決済等に係る業務に関すること
- ① 特定健診・特定保健指導等費用の支払およびデータ管理業務を行います。
- ② 特定健康診査受診券の作成など保険者の共同事業を実施します。
- ③ 国への特定健診データの送信業務(法定報告)を行います。
- ④ 特定健診・特定保健指導担当者説明会を開催します。
- ⑤ 関係機関(医師会・県・被用者保険者等)との円滑な実施に向けた調整の支援を行います。
- ⑥ 生活習慣病予防や早期発見のため、特定健診および特定保健指導の重要性について、さまざまな機会をとらえた啓発を行います。
- また、在宅保健師および本会保健師による「特定健診等受診率向上対策

事業(未受診者への電話による受診勧奨)の実施により、特定健診受診率の向上を目指します。

9. 調査および研究に関する事項

国民健康保険制度に関して当面する諸問題については、概ね滋賀県国民健康保険市町連携会議で検討されるところ、当分の間、国保問題調査研究会の開催は見合われます。なお、滋賀県国民健康保険市町連携会議で検討されない事項がある場合等の必要が生じた時は、国保問題調査研究会を開催します。

10. 介護保険事業関係業務に関する事項

(1) 介護給付費の請求に係る審査および支払に関する事務

介護保険法の規定に基づき保険者からの委託を受け、介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提出される介護給付費・地域支援事業の適正な審査および支払に努めます。

**後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算
(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)**

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 公費負担医療受入金	484,732	1. 公費負担医療支出金	433,457
2. 県支出金	1	2. 収還金	51,275
3. 繰越金	1	3. 借入金償還金	3
4. 諸収入	3	4. 予備費	3
5. 借入金	1		
歳入合計	484,738	歳出合計	484,738

**後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算
(後期高齢者医療診療報酬支払勘定)**

歳入		歳出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 後期高齢者医療診療報酬受入金	154,913,496	1. 後期高齢者医療診療報酬支出金	154,913,496
2. 県支出金	1	2. 借入金償還金	3
3. 繰越金	1	3. 予備費	420
4. 諸収入	420		
5. 借入金	1		
歳入合計	154,913,919	歳出合計	154,913,919

**特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算
(業務勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 手数料	27,502	1. 総務費	69,385
2. 国庫支出金	1	2. 積立金	12,001
3. 県支出金	10	3. 借入金償還金	3
4. 積立金運用収入	60	4. 諸支出金	4,432
5. 繰入金	61,000	5. 繰出金	903
6. 繰越金	1	6. 予備費	1,880
7. 諸収入	30		
歳入合計	88,604	歳出合計	88,604

(2)介護サービスに係る苦情処理業務

介護保険法の規定に基づき介護サービスの質の向上を図るため、サービス利用者等からの相談や苦情への適正な対応に努めるとともに、苦情処理委員会を開催し、介護サービス事業者に対する調査や不適切なサービスに対する指導・助言を行います。併せて、保険者の苦情対応担当職員を対象とした研修会を開催します。

(3)保険者事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理業務の効率化を目的に以下の共同処理業務を行います。

(4)介護給付適正化対策事業の実施

第4期介護給付適正化事業指針に基づく介護保険者における効率的・効果的な適正化対策事業の実施に向けて、介護給付適正化システムによる適正化情報を提供します。

併せて、適正化情報の効果的な活用を目的に県・関係機関との連携を図り、介護給付適正化対策事業の一体的な取り組みを推進します。

- ①介護給付適正化システムによる適正化情報等を介護保険者へ提供
- ②介護保険者職員を対象とした適正化に関する研修会の開催

- ③ケアプラン点検に係る事業所・受給者情報等を介護保険者へ提供

- ④介護給付と医療給付の突合点検の実施

- ⑤介護給付適正化に係る各種システム活用に向けて、個別訪問による保険者支援を実施

- ⑥高額介護サービス費支払支援処理および高額介護合算療養費の算定処理

- ⑦各種支払支援処理(償還払・高額介護サービス費の個人への支払処理)

- ⑧認定調査委託料支払処理

- ⑨介護給付費縦覧審査処理

- ⑩市町特別給付支払処理

- ⑪保険者行為求償管理処理

- ⑫保険者支援システム処理(介護保険事業状況報告等)

- ⑬その他必要な共同処理

- ⑭要介護認定情報のデータ収集業務

- ⑮介護保険総合データベースへの認定

**特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算
(後期高齢者健診等費用支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 後期高齢者健診等費用受入金	203,100	1. 後期高齢者健診等費用支出金	203,100
2. 繰越金	1	2. 借入金償還金	3
3. 諸収入	3	3. 予備費	2
4. 借入金	1		
歳入合計	203,105	歳出合計	203,105

**特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算
(特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定)**

歳 入		歳 出	
款	金額(千円)	款	金額(千円)
1. 特定健診・特定保健指導等費用受入金	820,500	1. 特定健診・特定保健指導等費用支出金	820,500
2. 繰越金	1	2. 借入金償還金	3
3. 諸収入	3	3. 予備費	2
4. 借入金	1		
歳入合計	820,505	歳出合計	820,505

データの提出義務化に伴い、要介護認定情報を保険者から収集し、厚生労働省に送信する業務を行います。

(7) 介護保険調査研究委員会の開催

介護保険関連業務を円滑に運営するため、保険者ニーズに対応した共同事業と保険者事務の合理化、効率化を図るための調査研究を行います。

(8) 各種研修会の開催

- ①介護保険初任者および事務担当者研修会
- ②介護サービス苦情処理担当者研修会
- ③介護給付適正化担当者研修会

11. 障害者総合支援給付等 事業関係業務に関する 事項

(1) 障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務

障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務

障害者総合支援法の規定に基づき市町および県から、障害者福祉サービス事業所および障害児施設から提出される障害介護給付費および障害児施設給付費等の適正な審査支払事務に努めます。

①障害介護給付費および障害児施設給付費の支給量の管理

②障害介護給付費および障害児施設給付費の審査支払

12. 広報活動に関する事項

- (1) 機関誌「滋賀の国保」を年4回発行
- (2) 「国保新聞」の配布(毎月3回)および拡張

14. 地域医療の確保に関する事項

国民健康保険診療施設協議会の運営および事業に対する支援

(1) 滋賀県国民健康保険診療施設協議会の事務局を担い、地域包括医療・ケアの推進拠点である国保診療施設が果たす役割を支援するとともに、保険者、国保診療施設および本会が連携を密にして、協議会の充実強化を図ります。

13. 滋賀県保険者協議会に関する事項

保険者協議会は、高確法第157条の2に法定化され、これまでの医療保険者間での課題の共有やそれに基づく取組の推進に加え、医療計画への意見提出(医療法第30条の4第14項)が求められるとともに、都道府県は、医療費適正化計画を作成・変更するときには、あらかじめ保険者協議会に協議しなければならない(高確法第9条第7項)こととされました。

本会としては、滋賀県とともに事務局として、引き続き積極的に参画し、保険者機能の強化に取り組みます。

- (3) 「国保情報」による情報提供(毎週1回)
- (4) 被保険者用パンフレット「わたしの健康をささえる滋賀県の国保」の発行
- (5) 医療費通知を活用した広報
- (6) ホームページを活用した広報・情報提供
- (7) 滋賀県薬剤師会の健康サポート機能見える化事業を活用した広報

15. 市町国保運営協議会の振興に関する事項

滋賀県市町国保運営協議会連絡会の事務局を担い、国保運営協議会会长会議および国保運営協議会会長・委員会研修会を開催します。

- (1) 国保中央会・国保近畿地方協議会によるは県と共に、または本会単独による国保事務担当者等の研修協議等、各保険者における国保事業の円滑な推進に資するため次のことを行います。
- (1) 中央における研修・協議会等への参加
 - (2) 全国市町村国保主管課長研究協議会
 - (3) 「健康なまちづくり」シンポジウム
 - (4) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (5) 「健康なまちづくり」シンポジウム
 - (6) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (7) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (8) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (9) 特定健診・特定保健指導担当者説明会

16. 国保事務担当者等の研修協議に関する事項

(10) 国保データベース(KDB)システム研究会

修会

- 国保中央会・国保近畿地方協議会によるは県と共に、または本会単独による国保事務担当者等の研修協議等、各保険者における国保事業の円滑な推進に資するため次のことを行います。
- (1) 中央における研修・協議会等への参加
 - (2) 全国市町村国保主管課長研究協議会
 - (3) 「健康なまちづくり」シンポジウム
 - (4) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (5) 「健康なまちづくり」シンポジウム
 - (6) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (7) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (8) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
 - (9) 特定健診・特定保健指導担当者説明会

17. 領彰に関する事項

ス、担当職員コース)等

修、職員育成研修等

(2) 近畿地方協議会研修

総務関係職員研修、事業関係職員研修、職員育成研修等

(3) 市町村職員研修センター研修

部長・次長級研修、新任職員研修、研修担当職員研修、接遇指導者養成研修、例規担当職員研修、給与事務担当職員研修、契約事務担当職員研修、情報公開・個人情報保護研修等

(1) 滋賀県国保事業等従事関係者(団体)連合会表彰

(1) 滋賀県国保事業等従事関係者(団体)連合会表彰

(2) 国保関係者功績表彰(国保中央会会长表彰)

(2) 国保関係者功績表彰(国保中央会会长表彰)の被表彰者の推薦

(3) 国保関係者功績表彰(滋賀県知事)の被表彰者推薦

(3) 国保関係者功績表彰(滋賀県知事)の被表彰者推薦

(4) 国保関係者功績表彰(厚生労働大臣)の被表彰者推薦

(4) 国保関係者功績表彰(厚生労働大臣)の被表彰者推薦

(4) 本会職員研修

企業内人権研修、個人情報保護研修、自動車交通安全研修、メンタルヘルス研修、中堅職員研修、接遇研修、自己啓発研修等

(5) 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会

(5) 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会

(6) 滋賀県がん対策推進協議会

(6) 滋賀県がん対策推進協議会

(7) 滋賀県地域医療対策協議会

(7) 滋賀県地域医療対策協議会

(8) 滋賀県特定健診・特定保健指導等実践者育成研修会

(8) 滋賀県特定健診・特定保健指導等実践者育成研修会

(9) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(9) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(10) 各作業部会

(10) 各作業部会

18. 本会職員研修に関する事項

(4) その他・保険者の共同目的達成に必要な事項

- 職員の資質向上を図るため、国保中央会が開催する研修会等に参加するとともに、本会においても研修を実施します。
- (1) 国保セミナー
 - (2) 国保・保健事業担当課(係)長・保健師合同研修会
 - (3) 介護保険事務担当者研修会
 - (4) 国保事務初任者研修会、国保事務研修会
 - (5) レセプト点検事務研修会
 - (6) 第三者行為求償事務研修会
 - (7) 国保料(税)徴収事務担当者研修会
 - (8) 保険料(税)適正算定マニュアル研修会
 - (9) 特定健診・特定保健指導担当者説明会
 - (10) 報担当職員研修、IT研修(基礎コース)

19. その他に関する事項

(1) 県関係の各種会議への参画

(1) 県関係の各種会議への参画

(2) 滋賀県国民健康保険市町連携会議及び

(2) 滋賀県国民健康保険市町連携会議及び

(3) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(3) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(4) 滋賀県がん対策推進協議会

(4) 滋賀県がん対策推進協議会

(5) 滋賀県糖尿病ネットワーク会議

(5) 滋賀県糖尿病ネットワーク会議

(6) 滋賀県特定健診・特定保健指導等実践者育成研修会

(6) 滋賀県特定健診・特定保健指導等実践者育成研修会

(7) 滋賀県地域医療対策協議会

(7) 滋賀県地域医療対策協議会

(8) 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会

(8) 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会

(9) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(9) 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

(10) 各作業部会

(10) 各作業部会

滋賀県国民健康保険団体連合会役員名簿

任期(平成29年8月1日～平成31年7月31日)

平成31年3月31日現在

役名	氏名	公職名
理事長	谷畠 英吾	湖南市長
副理事長	藤澤 直広	日野町長
副理事長(兼) 常務理事	多胡 豊章	学識経験者
理 事	三日月 大造	滋賀県知事
	越 直美	大津市長
	大久保 貴	彦根市長
	藤井 勇治	長浜市長
	橋川 渉	草津市長
	宮本 和宏	守山市長
	山仲 善彰	野洲市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 真一	医師国保組合理事長
監 事	平尾 道雄	米原市長
	久保 久良	多賀町長